

7. 暮らしの安全

7-2

消費者被害にあわないように

地震がきたら屋根が壊れるとあって屋根工事の契約を迫る訪問販売、未公開株を買い取るから保証金を払えという詐欺的な電話勧誘、あやふやな受け応えをしていると一方的に食料品や本・写真集・美術品などを送りつけてくる商法など、高齢者を「かも」にする悪質商法が増加しています。

悪質な業者は高齢者のお金、健康などの不安につけこみ勧誘します。不審なことがあったら、すぐ名古屋市消費生活センターに相談しましょう。また悪質な勧誘には、「契約しません」「お帰りください」「電話を切ります」など毅然とした態度で断りましょう。

また、身に覚えのない内容のはがきや封書が来た場合には、「自分からは電話をしない」で、身近な方に相談しましょう。

お問合せ先

名古屋市消費生活センター

月曜日～金曜日

消費生活相談

TEL.(052)222-9671

架空請求ホットダイヤル

TEL.(052)222-9674

土曜日・日曜日（電話相談のみ）

土日テレフォン相談

TEL.(052)222-9690

受付時間9：00～16：15（祝日・年末年始除く）